

事 務 連 絡
令和7年2月19日

地域包括支援センター 管理者 様
居宅介護支援事業所 管理者 様
介護保険施設 施設長 様

富山市福祉保健部介護保険課長

認定調査票の記入のポイントについて（第7回）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市の介護保険制度の推進に格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、認定調査票の記入のポイントについて10回シリーズ「第7回目」として、問い合わせの多い内容を中心にご案内しております。認定調査票を作成する際、参考にしていただきますよう、よろしくお願いします。

また、「認定調査票記入のポイント（第6回）」の全体の講評③に記載していますが、「介助方法で不適切な状況」や「認定調査員が基本調査項目の選択肢に迷った項目」について、審査会で適切に議論が行われるように、次のとおり特記事項に記入をお願いします。

①介助方法が不適切であると認定調査員が判断する場合は、文頭に「★」を記入する。

②認定調査員が選択肢に迷った場合は、文頭に「●」を記入する。

審査判定を適切かつ円滑に進めるため、認定調査票の作成にご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

(担当) 介護認定係
TEL 076-443-2042
FAX 076-443-2076